

秋田市告示第34号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項および第2項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。

その関係図面は、秋田市建設部建設総務課において一般の縦覧に供する。

令和6年2月13日

秋田市長 穂 積 志

1 道路の区域変更および供用開始の区間

整理番号	旧新	路線名	起 終	点 点	総延長 (メートル)	幅員 (メートル)
41307	旧	将軍野東二丁目 29号線	秋田市将軍野東二丁目31番217地先 秋田市将軍野東二丁目31番302地先		55.30	4.00
	新	将軍野東二丁目 29号線	秋田市将軍野東二丁目31番217地先 秋田市将軍野東二丁目31番226地先		96.20	4.00

2 区域変更および供用開始の期日

令和6年2月13日

3 縦覧期間

令和6年2月13日から同年3月4日まで。ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日を除く、午前8時30分から午後5時15分まで